
主任児童委員・家庭教育サポーター

合同研修会

(令和2年度第1回主任児童委員研修会・全体会議)

令和2年10月10日(土)

金沢歌劇座



金沢市民生委員児童委員協議会



社会福祉法人金沢市社会福祉協議会



金沢市教育委員会

主任児童委員・家庭教育サポーター合同研修会
(令和2年度第1回主任児童委員研修会・全体会議)

1. 開催趣旨

多くの主任児童委員が家庭教育サポーターを兼務している状況をふまえ、主任児童委員と家庭教育サポーターの合同研修会を開催することで、それぞれの役割等について改めて理解するとともに、子どもを取り巻く課題や情報の共有を通じて教育と福祉の連携を促進し、相談・支援につながりやすい環境づくりを目指します。

2. 日程

時 間	内 容
10:00～ (10分)	1. 合同研修会 (1) 説明「主任児童委員の職務内容について」 説明：社会福祉法人金沢市社会福祉協議会地域福祉課 主任主事 寺西加奈子
10:10～ (10分)	(2) 説明「家庭教育サポーターの職務内容および福祉と教育の連携にかか るモデル事例について」 説明：金沢市教育委員会生涯学習課家庭教育振興室 主査 佐藤あすか
10:20～ (40分)	(3) 講義「保護者との関わり方のポイント～保護者の心理を理解して～」 講師：臨床心理士・公認心理師 寺井 弘実 氏
11:00～ (10分)	(4) 質疑応答
主任児童委員以外の家庭教育サポーターの方は、ここで退席していただいて構いません。	
11:10～ (5分)	2. 主任児童委員全体会議 (1) 行政説明
11:15～ (5分)	(2) 報告・連絡事項
11:20	3. 閉会 金沢市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会 会長 吉本 隆史 氏

令和2年10月10日（土）

主任児童委員・家庭教育サポーター合同研修

主任児童委員の職務内容



金沢市社会福祉協議会地域福祉課

主任主事 寺西加奈子

制度の歴史

～主任児童委員制度創設の経緯～



昭和 21 年 民生委員令 公布（昭和 23 年 民生委員法）

昭和 22 年 児童福祉法 公布

第 16 条 2 項

「民生委員は児童委員に充てられたものとする」

民生委員は児童委員を兼ねる ⇒ 民生委員児童委員

平成 4 年 児童委員問題研究会（全民児連・厚生省・全社協）
多様な児童問題（家庭や地域での養育能力低下、
いじめ、不登校…等）を解決するためには、児童
委員活動を**専門に担当（＝主任）**する委員の設置
が望ましい

制度の歴史

～主任児童委員制度の法定化～



- 平成 5 年 厚生省通知 主任児童委員設置運営要綱にて
主任児童委員制度創設
- 平成 6 年 制度運用開始（1月1日付で全国一斉に委嘱）
- 平成 13 年 児童福祉法 改正
第16条3項

**「厚生労働大臣は、児童委員のうちから、
主任児童委員を指名する」**

主任児童委員も
民生委員児童委員



職務内容 ～児童委員～



児童福祉法 第17条

「児童委員は、次に掲げる職務を行う」

- ①児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を**適切に把握**しておくこと。
- ②児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な**情報の提供**その他の援助及び指導を行うこと。
- ③児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その**事業又は活動を支援**すること。
- ④児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う**職務に協力**すること。
- ⑤児童の健やかな育成に関する**気運の醸成**に努めること。
- ⑥前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

職務内容

～主任児童委員～



児童福祉法

第17条2項

「主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ）との**連絡調整**を行うとともに、児童委員の活動に対する**援助及び協力**を行う」

第17条3項

「前項の規定は、主任児童委員が第1項各号に掲げる**児童委員の職務を行うことを妨げるものではない**」

主任児童委員も個別支援活動を行える

主任児童委員の位置づけ



児童委員の活動要領

第3 主任児童委員の活動

「主任児童委員は（中略）原則として区域を直接担当しない取扱いとされているが、**地域で発生する個別事案についても当該区域を担当する児童委員と適宜連携を図り、積極的に対応することが求められている。**主任児童委員として、児童委員活動のほか、以下に掲げる事項について活動することが求められている。」

①関係機関と児童委員との連携

⇒行政や児童相談所、学校、児童館などの関係機関との連絡を密接にし、児童委員と連携して詳細な情報収集を行う。

主任児童委員の位置づけ



②児童委員への援助・協力

⇒個別事案を扱う必要がある場合は、区域担当児童委員と調整相談のうえ、協力してこれを行う。（緊急を要する等事案の内容によっては、区域担当児童委員と連絡調整を図りながら主体的に扱うことも必要）

③民生委員としての活動

⇒高齢や障害・生活困窮等で支援が必要な世帯を発見した場合は、速やかに区域担当民生委員に連絡し、必要な援助・協力等を要請する。

主任児童委員の具体的な活動内容



1. 子育て支援活動

地域の子どもとその親を対象に、子育てに関する悩みや課題をともに解決していく過程を通して、豊かな子育てが実現できる地域社会づくりを目指す。

(例) 子育てサロンの開催



2. 児童健全育成活動

主に学童期以降の子どもを対象に、生活環境条件の整備を始めとして、一人一人の子どもの可能性を引き出し、健やかな成長を促すことを目指す。

(例) 世代間交流、学校でのあいさつ運動 等

主任児童委員の具体的な活動内容



3. 個別支援活動

支援を必要とする子どもや子育て家庭に対し、関係機関と連携しながら個別に支援を行う。

(支援の展開)

- 
- ①課題の発見…わずかな兆候にも関心を
 - ②仲介…必要なサービスに関する情報提供、サービス利用に向けた支援（必要に応じ関係機関へつなげる）、サービス利用開始後の調整
 - ③日常的な支援…地域住民としての生活の中で関わる



※活動を円滑に行うために、日頃から関係機関と風通しの良い関係を構築することが求められる

主任児童委員の選任基準（抜粋）



児童福祉に関する理解と熱意を有し、また次に例示する方など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる方

- ①児童福祉施設等の施設長・児童指導員・保育士等として勤務した方または里親として児童養育経験のある方
- ②学校等の教員経験のある方
- ③保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する方
- ④子ども会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の実績を有する方

選任された時点で、主任児童委員としての土台が整っておられる皆さんです。これまでの経験等をいかして、無理のない範囲で活動を続けてください。



【memo】



令和2年10月10日（土）

主任児童委員・家庭教育サポーター合同研修会

家庭教育サポーターの職務内容 および 福祉と教育の連携にかかわるモデル事例 について

金沢市教育委員会生涯学習課家庭教育振興室

佐藤 あすか

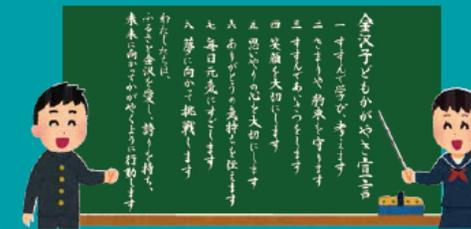
1. 家庭教育とは

家庭教育は、全ての教育の出発点。
家族のふれ合いを通して、
子供が、基本的な生活習慣や生活能力、
人に対する信頼感、豊かな情操、
他人に対する思いやりなどを
身につけていく上で重要な役割を果たす

家庭で子どもを育むための8つのすすめ

金沢市教育委員会では、「金沢子どもかがやき宣言」を実践する子どもを育むため、ご家庭で意識していただきたいことを「家庭で子どもを育むための8つのすすめ」としてまとめました。

- 1 持ち続けよう**
子どもとともに 学ぶ姿勢
子どもががんばったことは大いにほめて、お手伝いや学習、読書などに自ら取り組む意欲を伸ばすとともに、大人も「気づき」や「学び」を得る機会を持ちましょう。
- 2 きちんと守ろう**
社会のルール 大人が手本
「子は親を映す鏡」、大人の行動を見ています。自らの行いを通じて、礼儀やマナー、言葉づかいを教え、良くないことはきちんと叱って善悪の判断ができるようにしましょう。
- 3 声かけよう**
笑顔であいさつ 朝一番
自分からあいさつすることで会話が生まれ、家族の絆が強くなるとともに、地域の輪も広がります。笑顔のあいさつに心がけましょう。
- 4 創ろう**
あたたかい家族のふれあい
子どもに笑顔で接し、心によりそい共感すると、子どもは安心感を持ち、前向きに考えることができます。家族のふれあいや会話を大切にしましょう。
- 5 大切にしよう**
思いやりの心 すべての命
子どもが受けた思いやりは、子ども自身の思いやりの心、ゆずりあいの心につながります。自分や他者の生命の尊さを伝えましょう。
- 6 伝えよう**
心のごもった「ありがとう」
「ありがとう」と言われたうれしさは、人やものに感謝する心を育みます。日頃から、子どもに感謝の言葉を伝えましょう。
- 7 育もう 子どもの健康**
「早寝 早起き 朝ごはん」
規則正しい生活リズムと食習慣は、一日のやる気と元気の源です。基本的な生活習慣と外遊びや運動で、たくましい心と体を育みましょう。
- 8 支えよう**
子どもの夢と可能性
家族は子どもの一番の応援団です。いろいろな体験を通してチャレンジ精神やあきらめない心を育み、夢に挑戦する姿勢を温かく見守りましょう。



金沢市学校教育振興基本計画に掲げる「めざすべき金沢の子ども像」をもとに、市内の中学生によるプロジェクト活動により、子どもたちの考え方や行動の基本的な約束事となる「金沢子どもかがやき宣言」を制作しました。
「家庭で子どもを育むための8つのすすめ」は、この宣言のそれぞれの項目に対応させて策定しました。

2.金沢市の家庭教育事業

「**金沢市家庭教育推進プログラム**」 【事業期間】平成29～33年度（5年間）

家庭教育に関する指針 「**家庭で子どもを育むための8つのすすめ**」

1 学習機会の効果的な提供

親の学びあい講座、講演会の開催、出前講座の開催 など

2 家庭教育に関する情報提供の充実

家庭教育通信「かがやきプラス」の発行（年2回）、
「かなざわ家庭教育サイト」による情報発信 など

3 地域、家庭、学校等との連携による支援

家庭教育サポーターによる支援、地域学校協働活動の推進 など

3.家庭教育サポーター制度について

○児童委員・主任児童委員の積極的な活用による児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進について（通知）（抜粋）

平21.3.16 20生参学第11号 雇児育発第0316001号
各都道府県・指定都市・中核市教育委員会教育長
各都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長あて
文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長、
厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知

近年、少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待をはじめ、いじめや不登校、少年非行等、支援を必要とする子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化しています。また、地域社会においても都市化、核家族化にともなう地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘されるなど、社会全体で子育て家庭を支援する必要性が高まっております。

こうした中、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援活動を行う地域ボランティアとして活動している児童委員・主任児童委員の必要性は高まっていますが、一方では「児童委員・主任児童委員の活動は地域に理解されていない」等の指摘もなされています。

このため、文部科学省及び厚生労働省としましては、各地方公共団体において、児童福祉部局、教育委員会、家庭教育支援団体、学校等の関係機関が連携を強化し、子どもや子育て家庭への支援活動を積極的に行い、地域の児童健全育成及び家庭教育支援を一層推進していただきたいと考えております。

3.家庭教育サポーター制度について

根拠法令①

「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例」 (平成13年条例第73号)

第3条(基本理念)

1 子どもの育成は、金沢コミュニティを形成する家庭、地域、学校、企業、行政等のすべてが、子どもの育成に責任を有することを認識し、その役割に応じて主体的に子どもの育成にかかわっていくとともに、すべての子どもの幸せと健やかな成長を図るとい
う共通の目的の下に相互に連携し、及び協力して行われなければならない。

2 子どもの育成は、子どもの人格を尊重し、子どもが社会において保障されるべきさまざまな権利を有していることを認識するとともに、自ら考え、判断し、行動する力、健やかで思いやりのある心、金沢を愛する心、社会の一員としての責任感及び世界に通ずる広い視野と豊かな国際感覚を持つ子どもを育てることを基本として行われなければならない。

3 子どもの育成は、大人が、日常生活における大人の行動等が子どもに大きな影響を与えることを認識し、一人ひとりが自らの行動等を省みながら、自らを律することにより行われなければならない。



3.家庭教育サポーター制度について

根拠法令②

「金沢市家庭教育サポーター委嘱に関する要綱」（平成27年4月1日施行）

第1条（趣旨）

「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例」（平成13年12月19日条例第73号）の基本理念に基づき、教育と福祉が連携して、地域の中で子育てや家庭教育に関し、適切なアドバイスや様々な情報の提供を目的とする金沢市家庭教育サポーター（以下「サポーター」という。）を委嘱するにあたり、委嘱について必要な事項を定める。



3.家庭教育サポーター制度について

- 第2条（推薦および委嘱） 主任児童委員を中心として金沢市地区民成因児童委員協議会長が教育委員会へ推薦した者の中からサポーターを委嘱。
- 第3条（任期） 3年（再任を妨げない）
- 第4条（業務） 保護者に対するアドバイス、相談窓口等の紹介 など
- 第5条（守秘義務） 職務に関して知り得た秘密を守る義務。退任後も適用。
- 第6条（研修） 業務に必要な知識等の習得のため実施。例年2回開催。
- 第7条（報酬） 無報酬
- 第8条（災害等の補償） 児童委員・民生委員児童委員を兼務 → 民生委員・児童委員活動保険
家庭教育サポーターのみ → ボランティア活動保険
- 第9条（その他） — (生涯学習課で加入手続き)



4.家庭教育サポーターの役割

子どもの健やかな心を育むため、親子が共に学び、育ち合う「家庭教育」を地域の身近な存在がサポート（主に保護者対象）

●地域の保護者に対する相談業務

- ・子育てやしつけ、家族のふれあいに関する悩みや不安についての相談
- ・家庭教育に関する指針を踏まえたアドバイス など

●家庭教育に関する相談窓口や学習機会の紹介

- ・個別、専門の支援が必要な場合の相談窓口・関係機関の紹介
- ・セミナーやイベント開催情報の提供 など

●その他家庭教育支援に関すること

- ・「かなざわ家庭教育サイト」や子育て支援サイトの紹介 など

5.福祉と教育の連携 ～モデル事例のイメージ～（1 / 4）

【小学校からの相談】

A小学校で3年生を担当する教諭から、家庭教育サポーターにこんな相談があった。

「A小学校3年生のB君の母親から『子ども（B君）のしつけについて悩んでいる』と電話があった。非常に思いつめた様子だった。家庭教育サポーターがB君の母親の話をじっくり聞いてあげることは可能か。」

これを受け、家庭教育サポーターは担任教諭からの相談に応じることにした。

【面談の調整】

B君の母親と家庭教育サポーターの面談に向け、担任教諭は、まずB君の母親に家庭教育サポーターへの相談を提案した。B君の母親は「お願いしたい」と提案を受入れたので、学校から家庭教育サポーターへ、B君の母親の連絡先を伝える事を説明し、承諾を得た。



5.福祉と教育の連携 ～モデル事例のイメージ～（2 / 4）

【保護者からの相談】

担任教諭からB君の母親の連絡先を聞いた家庭教育サポーターは、早速、B君の母親に連絡の上、B君母親宅へ訪問し、話を傾聴した。

B君の母親は最初、B君のやんちゃさとしつけの加減について相談していたが、話が進むにつれ涙目になり、最近離婚して頼れる親族がなく、働きながら一人でB君を育てる自信がないこと、毎日のように涙があふれ死にたくなることなどを話した。



5.福祉と教育の連携

～モデル事例のイメージ～（3 / 4）

【相談窓口の紹介、関係機関との連携】

家庭教育サポーターは、B君の母親には話を傾聴する意外の支援も必要と判断した。

家庭教育サポーターは主任児童委員を兼ねていたことから、B君の母親への対応について、すぐに地区民児協会長と区域担当の民生委員児童委員に相談し、福祉健康センターの「こころの健康相談」を紹介することとした。

また、B君が利用している放課後児童クラブの保護者会に関する情報を提供し、参加を勧めた。

さらに、B君の心身への影響も懸念されることから、区域担当の民生委員児童委員は登下校中の見守りの際にB君の様子を気にかけるようにした。

5.福祉と教育の連携

～モデル事例のイメージ～（4 / 4）

【日常の見守り】

後日、家庭教育サポーターが近所のスーパーで買い物をしていると、同じく買い物に来ていたB君の母親から声をかけられた。紹介してもらった「こころの健康相談」は抵抗がありまだ相談していないが、放課後児童クラブの保護者会を通じてひとり親の友人ができ、気持ちが上向いてきたとのことであった。

～終～

●学校と顔の見える関係づくりが大事●

- ・ 保護者とつながりを持つきっかけは主に学校を通じて。
- ・ 個人情報の取り扱いに細心の注意を払い、信頼関係を築く。
- ・ 家庭教育サポーターと学校が連携して適切な支援を保護者へ届ける。

6.最後に

- かなざわ家庭教育サイト（金沢市公式HP）

https://www4.city.kanazawa.lg.jp/39026/katei_1.html



- 子供たちの未来をはぐくむ家庭教育HP（文部科学省家庭教育支援HP）

<http://katei.mext.go.jp/index.html>



- 金沢子育てお役立ちウェブ のびのびビ〜ノ

<http://www.kanazawa-kosodate.net/>





ご清聴ありがとうございました

[パワーポイント資料P9～12を1枚にまとめたものです]

5. 福祉と教育の連携 ～モデル事例のイメージ～

【小学校からの相談】

A小学校で3年生を担当する教諭から、家庭教育サポーターにこんな相談があった。
「A小学校3年生のB君の母親から『子ども（B君）のしつけについて悩んでいる』と電話があった。非常に思いつめた様子だった。家庭教育サポーターがB君の母親の話をじっくり聞いてあげることが可能か。」

これを受け、家庭教育サポーターは担任教諭からの相談に応じることにした。

【面談の調整】

B君の母親と家庭教育サポーターの面談に向け、担任教諭は、まずB君の母親に家庭教育サポーターへの相談を提案した。B君の母親は「お願いしたい」と提案を受入れたので、学校から家庭教育サポーターへ、B君の母親の連絡先を伝える事を説明し、承諾を得た。

【保護者からの相談】

担任教諭からB君の母親の連絡先を聞いた家庭教育サポーターは、早速、B君の母親に連絡の上、B君母親宅へ訪問し、話を傾聴した。

B君の母親は最初、B君のやんちゃさとしつけの加減について相談していたが、話が進むにつれ涙目になり、最近離婚して頼れる親族がなく、働きながら一人でB君を育てる自信がないこと、毎日のように涙があふれ死にたくなることなどを話した。

【相談窓口の紹介、関係機関との連携】

家庭教育サポーターは、B君の母親には 話を傾聴する意外の支援も必要と判断した。

家庭教育サポーターは主任児童委員を兼ねていたことから、B君の母親への対応について、すぐに 地区民児協会長と区域担当の民生委員児童委員に相談し、福祉健康センターの「こころの健康相談」を紹介することとした。

また、B君が利用している放課後児童クラブの保護者会に関する情報を提供し、参加を勧めた。

さらに、B君の心身への影響も懸念されることから、区域担当の民生委員児童委員は登下校中の見守りの際にB君の様子を気にかけるようにした。

【日常の見守り】

後日、家庭教育サポーターが近所のスーパーで買い物をしていると、同じく買い物に来ていたB君の母親から声をかけられた。紹介してもらった「こころの健康相談」は抵抗がありまだ相談していないが、放課後児童クラブの保護者会を通じてひとり親の友人ができ、気持ちが上向いてきたとのことであった。

～終～

●学校と顔の見える関係づくりが大事●

- ・ 保護者とつながりを持つきっかけは主に学校を通じて。
- ・ 個人情報の取り扱いに細心の注意を払い、信頼関係を築く。
- ・ 家庭教育サポーターと学校が連携して適切な支援を保護者へ届ける。

家庭で子どもを育むための8つのすすめ

1

持ち続けよう

子どもとともに 学ぶ姿勢

市や町会のイベントで親子で参加できるイベントを確認し、できるだけ参加するようにしています。(小3の父)



2

きちんと守ろう

社会のルール 大人が手本

注意をするだけでなく「なぜ良くないのか」という理由も話すようにしています。(小3の母)



3

声かけよう

笑顔であいさつ 朝一番

毎朝・食事の際・就寝前のあいさつ、外出時のご近所さんとのあいさつを率先して行うようにしています。(小6の父)



4

創ろう

あたたかい家族のふれあい

夕食時の親子の会話を大切にしています。息子に尋ねることで、会話の幅が広がっています。(年少の父)



家庭は教育の出発点であり、子どもの心のよりどころです。

子どもが安らぎを感じながら健やかに成長できるよう、かつて大人自身が家族のふれあいの中から教わった「大切なこと」を、子どもに伝え、「8つのすすめ」を実践してみませんか。

※令和元年夏に応募のあった実践例の一部を掲載しています。

5

大切にしよう

思いやりの心 すべての命

犬におやつをあげる係を子どもに任せており、犬のお世話を通して、思いやりの気持ちを育んでいます。(2才の母)



6

伝えよう

心のこもった「ありがとう」

親自身も子どもに手伝ってもらったら、「ありがとう」を伝えています。(小6の父)



7

育もう 子どもの健康

「早寝 早起き 朝ごはん」

毎日早寝をすると、自然と早起きして、読書など好きなことをしていると、お腹が空き、朝ごはんをちゃんと食べられます。(小4の母)



8

支えよう

子どもの夢と可能性

子どもがやりたいと言った活動は、極力後押しをし、一度やると決めたことは簡単にあきらめないように伝えています。(中1の父)



子育ての相談窓口 心配や不安があるときは、ひとりで悩まずに気軽に利用してください。

金沢市教育プラザ 研修相談センター・こども総合相談センター おはなし電話 (平日9:00~21:00/土・日・祝9:00~17:00)	(076) 243-0874
金沢市児童相談所 (平日9:00~17:45)	(076) 243-4158
金沢市児童家庭相談室 (平日9:00~17:45)	(076) 220-2422
金沢市家庭教育サポーター (連絡先 金沢市教育委員会生涯学習課 平日9:00~17:45)	(076) 220-2441
石川県家庭教育電話相談 (祝祭日を除く、月~土9:00~13:00)	(076) 263-1188

GO!

かなざわ家庭教育サイト

金沢 家庭教育

検索

家庭教育の情報が盛りだくさん!



ご家庭の見やすいところに貼ってご活用ください。 金沢市教育委員会

家庭で子どもを育むための8つのすすめ

金沢市教育委員会では、「金沢子どもかがやき宣言」を実践する子どもを育むため、ご家庭で意識していただきたいことを「家庭で子どもを育むための8つのすすめ」としてまとめました。

1 持ち続けよう 子どもとともに 学ぶ姿勢

子どもががんばったことは大いにほめて、お手伝いや学習、読書などに自ら取り組む意欲を伸ばすとともに、大人も「気づき」や「学び」を得る機会を持ちましょう。

2 きちんと守ろう 社会のルール 大人が手本

「子は親を映す鏡」、大人の行動を見ています。自らの行いを通じて、礼儀やマナー、言葉づかいを教え、良くないことはきちんと叱って善悪の判断ができるようにしましょう。

3 声かけよう 笑顔であいさつ 朝一番

自分からあいさつすることで会話が生まれ、家族の絆が強くなるとともに、地域の輪も広がります。笑顔のあいさつに心がけましょう。

4 創ろう あたたかい家族のふれあい

子どもに笑顔で接し、心によりそい共感すると、子どもは安心感を持ち、前向きに考えることができます。家族のふれあいや会話を大切にしましょう。

5 大切にしよう 思いやりの心 すべての命

子どもが受けた思いやりは、子ども自身の思いやりの心、ゆずりあいの心につながります。自分や他者の生命の尊さを伝えましょう。

6 伝えよう 心のこもった「ありがとう」

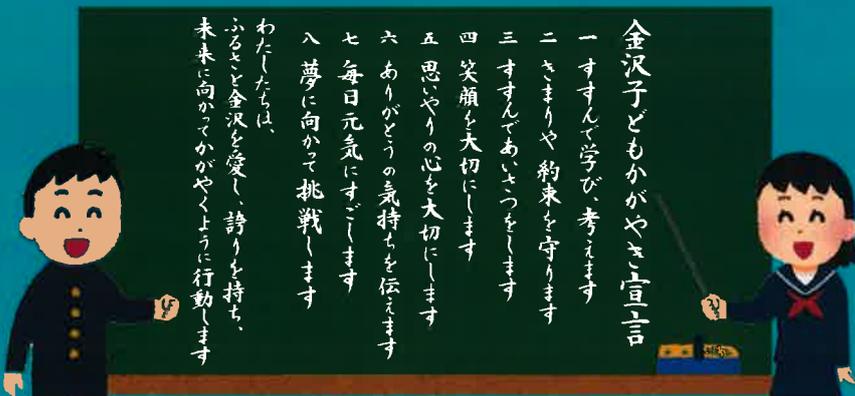
「ありがとう」と言われたうれしさは、人やものに感謝する心を育みます。日頃から、子どもに感謝の言葉を伝えましょう。

7 育もう 子どもの健康 「早寝 早起き 朝ごはん」

規則正しい生活リズムと食習慣は、一日のやる気と元気の源です。基本的な生活習慣と外遊びや運動で、たくましい心と体を育みましょう。

8 支えよう 子どもの夢と可能性

家族は子どもの一番の応援団です。いろいろな体験を通してチャレンジ精神やあきらめない心を育み、夢に挑戦する姿勢を温かく見守りましょう。



金沢市学校教育振興基本計画に掲げる「めざすべき金沢の子ども像」をもとに、市内の中学生によるプロジェクト活動により、子どもたちの考え方や行動の基本的な約束事となる「金沢子どもかがやき宣言」を制作しました。

「家庭で子どもを育むための8つのすすめ」は、この宣言のそれぞれの項目に対応させて策定しました。

【memo】



保護者との関わり方のポイント

—保護者の心理を理解して—

令和2年10月10日(土):「主任児童委員・家庭教育サポーター合同研修会」
臨床心理士・公認心理師 寺井弘実

今日の研修 内容



【Ⅰ】：保護者心理を理解する



－相談場面から見えてくる保護者の多様な心理－



【Ⅱ】：子供のこころの発達理解を深める



【Ⅲ】：保護者とのカウンセリング的技法を深める



【Ⅳ】：役割でできること



【 1 】 保護者心理を理解する

相談場面から見えてくる保護者の多様な心理

《わが子を育てる時間の中で湧き上がる様々な心理》

(1) ◆虐待のケース～精神鑑定～

※物静かで、精神的安定感のある女性に見えました

(2) ◆わが子への怒りが止まらないケース

※「厳しく」躱けられた母親が娘に優しく養育

⇒小5年 娘の反抗期⇒娘への強い怒り！

相談場面から見えてくる保護者心理

《わが子を育てる時間の中で湧き上がる心理》

(3) ◆「想像していた出産後の生活」と「現実の生活」との違いに戸惑う母親のケース
※育児困難となり、うつ病を発症 育児放棄

(4) ◆解離性障害を発症した母親のケース
※長女が初潮を迎えたときに発症
⇒幼児期の実父からの性的虐待体験を抑圧して成長

相談場面から見えてくる保護者心理 ～わが子を育てる時間の中で湧き上がる心理～

- (5) ◆ 2歳児のわが子の発達を「細かく観察」
して発達の不安感を訴える母親のケース
※自閉症の育児に必死であった実母と今の自
分が重なる
- (6) ◆ 3歳児のわが子が母親に甘えることへ
の嫌悪感を訴える父親のケース
※父親の弟が障害があり、親への甘えを抑え
ていた

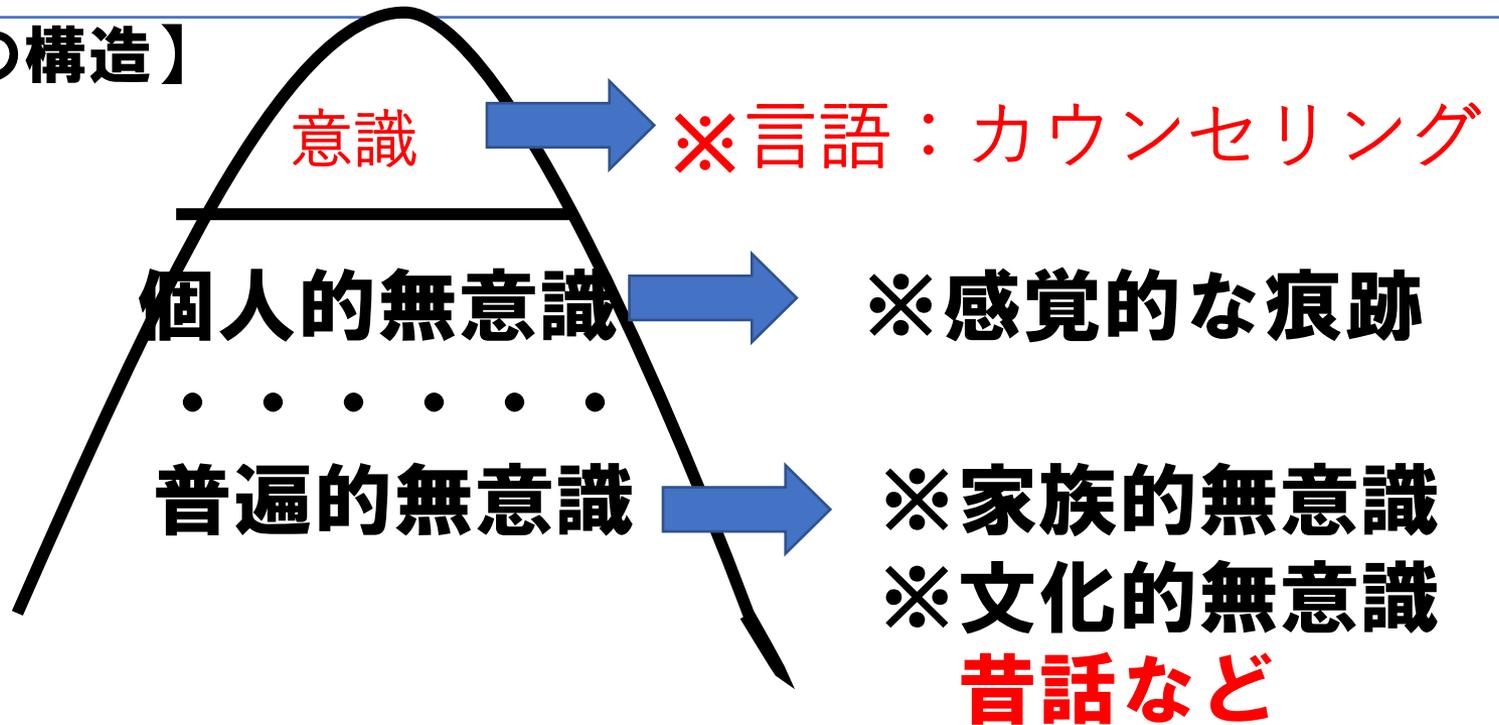
保護者の心理

※日常的に接している場面からは見えないが、
『様々な「心の葛藤」を抱えて養育している保護者もいる』
ということを知っておいてください。

※安易な声掛けは、むしろ相手を傷つける場合もある
例：子供には、母親が一番ですよ。
例：もっと可愛がってあげてくださいね。

表現から見える「こころの風景」 (精神分析的視点)

【心の構造】



保護者の心理

※ 「保護者が現在行っている子育て方法」は、
保護者自身の
「子供時代の育てられ方」
「わが子にはこのように育ててほしいという心理」
「現在置かれている家庭環境から生じる心理」
など様々な心理が絡み合っていることを理解

※このような保護者の心理理解を基盤として保護者との
関わりを進める

養育する者のこころの中の3つの層

【精神分析的な視点から】

	心の領域		
1	意識層	現実の乳児	目の前の乳児 【男の子？・女の子？】 【発達が順調？遅れている？】
2	半意識層	空想的乳児	母親が想像していた子供観 【子供はよく寝てくれる】 【いつもにこにこ笑っている】
3	無意識層	幻想的乳児	母親の生育歴 【母親に大切に育ててもらった】 【虐待体験がある】 《世代間伝達》

◎ 保護者との関わりで大切なポイント

(1) 保護者を尊重する気持ちは忘れないこと

◆ 保護者の子育てに少しでも役立つような時間にする

※たとえ「虐待？」を疑っても、養育していること
の事実は大切にして聴く

(2) 焦らないこと

一回の関わりで、伝えたいことが伝わらなくても、「話
す時間を持てたこと」を大切にする

※人は容易には他人の助言を取り入れないものです

◆ 機会をみて再度の関わり時間設定を考えてみる

◎保護者との関わりで大切なポイント

(3)最新の発達障がいの基本的知識の獲得

- ◆保護者の発達障がいに関しての関心度・知識は高い
 - ※近年・・・HSP（診断名ではありません）

(4) 子どもの心の発達に関する基本的な理解

- ◆自分が納得できる理論を理解して獲得しておくこと
 - ※「思春期の心理」などは理解していると良い

◎保護者との関わりで大切なポイント

(5)地域の相談機関の情報は得ておくこと。

◆適切なつながりをすることも大切になる。

(6)保護者の感情に巻き込まれないこと。

深く同情してしまうと「相談」ではなくなる。

◆保護者が自分の気持ちに向き合えなくなる。

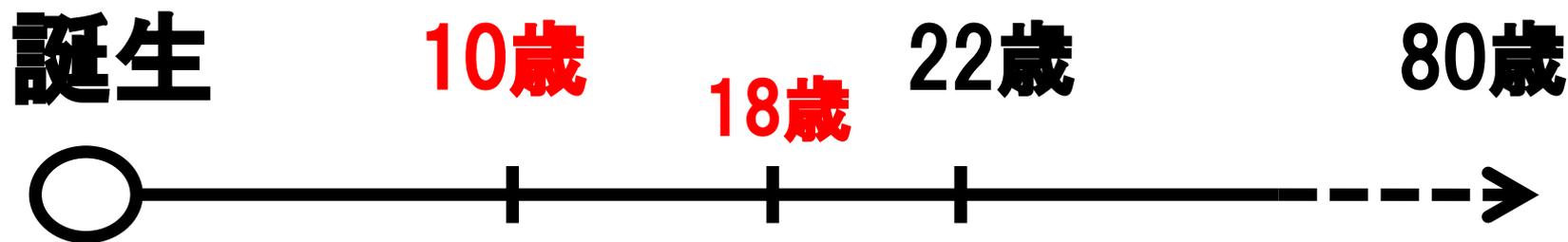
【Ⅱ】子供のこころの発達理解を深める

◆「子供の定型発達を理解すること」
(もちろん、個人差はありますが)

※ 「発達段階での関わり方の変化」と「発達課題」

《エリクソンの精神発達理論から》

1	乳児期	0歳 ~ 1歳
2	早期幼児期	1歳 ~ 3歳
3	幼児期	3歳 ~ 6歳
4	学童期	6歳 ~ 10歳
5	青年期【前期 = 思春期】 【後期】	10歳 ~ 18歳 18歳 ~ 25歳?
6	成人期：前期	25歳 ~ 35歳
7	成人期：中期	35歳 ~ 60歳
8	成人期：後期	60歳 ~



子供時代

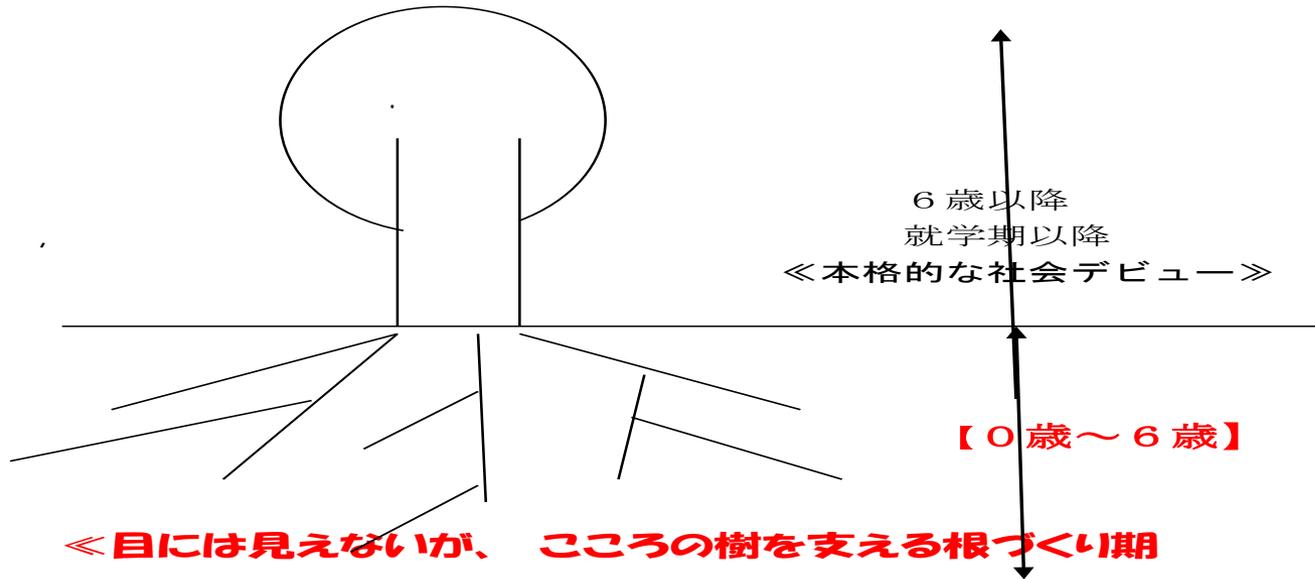
青年期

大人時代

思春期



こころの木



◆発達のがやういな子供たちも、順番は同じなのです

◎整理してみます

◆人のこころは「関わり」を体験することで育つ

※「関わり」が何らかの事情で困難な家庭もある
(経済的困窮・保護者の精神的疾患 など)

◆「発達障がい」という視点が、保護者の意識 に
ごく普通に入り込んでいる現代です

※基本的な理解を持つことも大切
(育てにくさをもつ子供もいるという理解)

【Ⅲ】保護者とのカウンセリング技法を深める

※関りを深めるときには・・・

①最初は「母性的な態度」＝「思いやり」「共感」
「受容」



②次には「父性的な態度」＝「規則などを伝える」
「教える」「躰的態度」
「指導する」

◆援助をするときには、この2つの態度が必要

※傾聴の大切さ【関わりの基礎】

◆「非常に難しいこと」であることへの理解は大切



◆こころが健康な人は「自分の考え」（自我）を持っています。それを基盤として生活しています。「関わる人の話を聴く」ということは、「自分の自我」を低下させて、「相手の自我」にチャンネルを合わせながら聴くこと

要点



支援を必要とする保護者は、
(理由が「保護者の問題」であろうと「子供の問題」であろうと)
※ 「不安感」 ⇔ 「被害感」・「攻撃性」 相反する心理



- ① 「とにかく保護者の気持ちを聴くこと」 = 「母性」的態度で傾聴
明らかに、状況を誤解をしている場合も、最後まで「聴く」!
- ② そのあとに、「保育者としての意見」 = 「父性」的態度で伝える
◇必ず伝えなくても良い・・・「また、話しましょうね」

【Ⅳ】役割としてできること

「気になる保護者と関わり」を持つと思うならば



※ 話題は、「子供のこと」だけではなく、
保護者の「仕事」・「趣味」「学生時代のこと」など

◆保護者が気持ちよく話せることも話題にしましょう

◆身近な児童委員やサポーターさんゆえに
気軽に「関わり」を求めてくることもあります
「保護者を非難しない人の存在」としての役割を！

少しリラックス

漸進性弛緩法

1.両手



① てのひらを上に向けて、両手を前に伸ばしましょう。



② 親指を包むように握りこみ、10秒間ぎゅーっと力を入れます。しっかり緊張を感じましょう。



③ 手をゆっくり広げ、膝の上に置きます。15～20秒間、じわーっと力が抜けた状態を味わいましょう。

2.上腕



① 親指を包むように握った手が、肩に近づくように曲げます。



② 曲げた腕全体に力を入れ、10秒間、ぎゅーっと緊張させます。



③ 力を抜いて腕を下ろし、15～20秒間、力が抜けた状態を味わいましょう。

3.背中



① 先程と同じように、掌を握り、腕を肩に近づけるように挙げます。



② ぐーっと腕を外に広げて、肩甲骨を引きつけましょう。



※横からみるとこんな感じです。10秒緊張させたあと、15～20秒力をふわーっと抜きます。



4. 肩



① 両腕をまっすぐ下ろします。このひらは体側に向けず。



② 両肩をぐーっと上にあげて、10秒間、緊張を感じましょう。



③ 力を抜いてすとーんと下に下ろし、両肩の力がじんわりと抜けるのを味わいましょう。

5. 首



① 首周りの力を抜いていきましょ。まずはまっすぐ前を向きます。



② 首を右側にぐーっとひねりましょ。首まわりに十分緊張を感じたら、元の姿勢に戻り、15~20秒間力が緩むのを感じましょ。



③ 左向きも同様に。

6. 顔



① 口をすぼめて、顔全体が顔の中心に来るようにぎゅーっと10秒間力を入れます。



② 脱力して、ぼかーんと口をあけた、顔全体の筋肉がゆるんだ状態を15~20秒、味わいましょ。

**長い時間有難うございました。
現場で少しでも参考になりましたら
うれしく思います。
ご活躍を！**

